

加重逃走罪における械具損壞の意義

鈴 木 薫

昭和三十一年二月二五日廣島高裁判決(破棄自判)(昭和三十一年(五)第五三)高裁判例集九卷一二號一三三六頁

〔事實〕 被告人は、手錠および捕繩を施され列車で護送される途中、網干驛付近において看守のすきをうかがい、手錠および捕繩をはずし、手錠を車外に投げ棄てて列車の窓から飛び降りて逃走した。原判決は加重逃走罪で處罰したが、辯護人および被告人は、單純逃走罪であると控訴した。控訴審では、被告人は逃走の際手錠等を損壞した證據もないし、また手錠にも損傷がないと認定し原判決を破棄して單純逃走罪で處罰した。

〔判旨〕 「なる程損壞という觀念については、物の實質を毀損破壊するとす狭義の見解とこの外物の價値を減滅することをも包含するという廣義の見解とが存し、毀棄罪における損壞は廣義に解されているところである。しかし、毀棄罪における損壞の保護法益が物の財産的價値であるのに反し、拘禁場又は械具を損壞して逃走する加重逃走罪における保護法益は公共法益であつて、兩者はその罪質を異にし、後者は逃走の手段として敏上行爲がなされた際逃走の態様を重視し、單純逃走罪に比し刑を加重したものと認むべきである。してみれば、この場合

における損壞は右立法趣旨に照し前記狹義觀念即ち物の實質に對する物理的損壞を意味するものと解すべく、従つて列車で護送中の被告人が逃走に際し、その手段として手錠及び捕繩を外し、且つ手錠を車外に投棄したとしても、これら械具の實質に物理的損壞を加えない限り、右行爲は刑法第九八條にいう損壞にあたらぬものといふべきである。」

〔評釋〕 一 判旨に賛成しがたい。現行刑法上損壞の語は多く用いられているが(刑法九六條、九六條の二、九八條、一九四條、一九七條)、毀棄罪を除いては、おおむね狹義の解釋がとられている。本件の損壞の意義についても、多數説は本判例のように物理的損壞に限るとし(山岡、原理六八五頁、島田、概論三九頁)、反對説もあるが(堂野、要論、一九五頁)、從來判例もなく、問題として取り上げられたことはなかつたようである。この判例は、多數説の見解を支持し、械具損壞の意義を始めて明らかにした點で意味はあるが、その理由には賛成しがたい。

二 問題は要するに、「手錠および捕繩をはずし、手錠を車外に投棄した行爲」が損壞にあたるかどうかについて、廣義または狹義のいずれの意義によるべきかであるが、これは加重逃走罪の本質から考へる以外に方法はない。判旨は、毀棄罪との罪質の差異および單純逃走罪との態様の差異から狹義説を採用したが、疑問である。罪質の差異を強調すれば、判旨のいう公共的法益は個人的法益に比較しその保護が輕視されてよいことになり、不合理である。刑法九八條は、刑法二六〇條、二六一條の構成要件をその中に包含しており、前者は後者に對し、吸

收買係に立つ(花村美樹、刑事法誌。四一六頁)。それゆえ、刑法九八條の法益は、第一次的には國家の拘禁権であるが、拘禁作用を行う物的設備である拘禁場または械具の財産的価値も損壞の客體である限りにおいて、刑法九八條の保護をうけていると解して差支えないと考へる。したがって、判旨が罪質の差異を理由としたのは十分とはいえない。ただ、拘禁場および械具の財産的価値も保護されているからといって、毀棄罪における損壞の概念を全面的に當てはめることができるかどうかは、判旨のいうように單純逃走罪との差異を検討しなければならぬ。刑法が九八條の規定を設けたのは、みづから逃走する行為のうち、特に犯情の悪いものを重く罰する趣旨であるが、だからといって、械具損壞について物理的損壞の有無の唯一のメルクマールにしている判旨の考え方は單純にすぎぬ。拘禁場または械具の損壞が刑罰加重の要件とされるのは、これらの逃走防止の物的設備を克服して、あえて逃走を行うところに悪質性があるからである。そして、これらの逃走防止の施設や器具の機能を失わせて逃走した場合は、たとえこれらのものを物理的に損壞しなくてもその結果においては損壞したと同じことになるのである。したがって、刑法的價值判断としては、損壞と同一視してよいであろう。また、観點をかえて逃走者の心理を考へると、手段として、物理的損壞を行おうと行まいと、身體の拘束を排除してあえて逃走するという心理は變りないものであり、これに對する非難は等價值と考へられなければならない。

刑法九八條は、械具損壞のほかに、通謀による逃走をも處罰

しているが、これは通謀という計畫的悪質性と逃走後の逮捕の困難性とが刑を加重した理由である。そうだとすれば、物理的損壞でなくとも、通謀にひとしい悪質な計畫により、拘禁場または械具の拘束の機能を失わせて逃走したときは、通謀または物理的損壞の場合と同様に評價してよいと考へられる。

三 監獄法一九條および同法施行規則五〇條は、械具使用の目的として、逃走、暴行または自殺等の防止をあげている。械具損壞の概念は、この目的と相對的に廣義に構成するのが刑法九八條の立法趣旨に沿うのではなからうか。

本判例においては、かりに、手錠および捕繩をはずした行為が損壞にあたらぬとしても、車外への投棄行為までも損壞ではないとしたことは、社會通念上容認できない何も残るであろう。すなわち、本件のように走行中の列車からの投棄行為は、すでに損壞という概念をこえて械具の存在そのものを失わせるものであって、これに對する價值判断においては、投棄行為は械具の全部損壞となんら變りのないものである。判旨は、手錠そのものになんらの損傷が認められなかったから物理的損壞にあたらぬ、したがって刑法九八條の損壞にならないとするが、手錠に損傷がなかったことは、たまたま手錠が運よく発見されたから物理的損壞の有無が明らかになっただけにすぎない。河または海あるいは容易にそれを発見できないような草むらの中に投棄したときでも判旨はこれを損壞の概念の中に入れることを拒むであろうか。判旨の説くところは、餘りにも損壞の文字にとらわれすぎた見解といわざるをえない。

四 次に、他罪との関連から損壊の意義を検討してみる。前にのべたように、刑法は多くの法條で損壊の語を用いており、廣義の損壊の意義を分解し、各種に使い分けを行っている(例、九二條では、狹義の損壊と除去および汚穢を區別し、刑法九六條では、損壊とその他の無効にさせる行為を區別している)。しかし、これらの場合でも損壊が必ずしも明確に狹義の意義で用いられているとは限らない(大判、大三一、一、一七判決録二〇輯二四二頁は、封印の損壊について、必ずしも封印の外表を損壊するのみに限らず、別難して位置を動)。したがって、他の法條との比較上、損壊を狹義に解しなければならぬ理由はない。右の例の場合、損壊の對象が外國國章や封印あるいは差押の標示のように特殊なものであるために損壊の態様を狹義の場合とそれ以外の場合とに

區分して明確に規定したものと考えられる。これに反して、刑法九八條については、その必要を認めなかったと考えられるから、制限のない廣義に解釋することはなんら差支えないだけでなく、むしろ、本罪の本質的要請に合すると考えるべきである。

以上によって明らかとなり、刑法九八條の械具損壊の解釋については廣義の意義をとるのが妥當であり、判旨に贊成したい。

(司法修習生)